

南部町三世代同居世帯等支援事業

町内の三世代同居を推進し、子どもを安心して産み育て、高齢者等が安心して共に暮らせる健康で幸せな住環境を創ることを目的に、住宅の新築・購入・増改築及びリフォームを行う方に対して、費用の一部を助成します。

・補助対象工事費の3分の1の額を上限60万円まで助成します。
(町内の事業者が施工する場合は上限80万円まで助成します。)

南部町三世代同居世帯等支援事業

1. 補助対象者

町内での新築・購入・増改築及びリフォームに要した経費を負担し、以下の要件を全て満たす方

- ① これから三世代同居等をされる方であり申請時に町外や町内賃貸住宅にお住まいの方、又は、すでに実家で同居されていてご結婚後も同居をされる方
- ② 事業完了してから引き続き3年以上にわたり、三世代同居世帯等を継続する見込みである方
- ③ 補助を受けようとする方及び、同居の家族が町税等を滞納していない方
- ④ 暴力団構成員及びその団体に所属していない方

三世代同居世帯等とは

親・子・孫等の三世代以上で構成される家族が同居する世帯で、申請時に三世代名目が15歳以下であること。ただし、二世代目が共に35歳以下の夫婦であれば、三世代目は要しません

2. 補助対象工事

① 工事に要する費用が10万円以上であること

② 居住のための住宅工事であること

※ 倉庫等は補助対象外の場合がありますので、お問い合わせください

※ この補助金の交付を受けようとする場合は、必ず工事の着工までに申請書を提出してください

3. 補助金額

対象工事の1/3の額を上限60万円まで助成します。ただし、町内の事業者が施工を行う場合は(下請けを含む)、上限80万円までを助成します。



【申請・問い合わせ先】

南部町建設課(法勝寺庁舎内) 南部町法勝寺 377 番地 1 ☎0859-66-3115 FAX0859-66-442

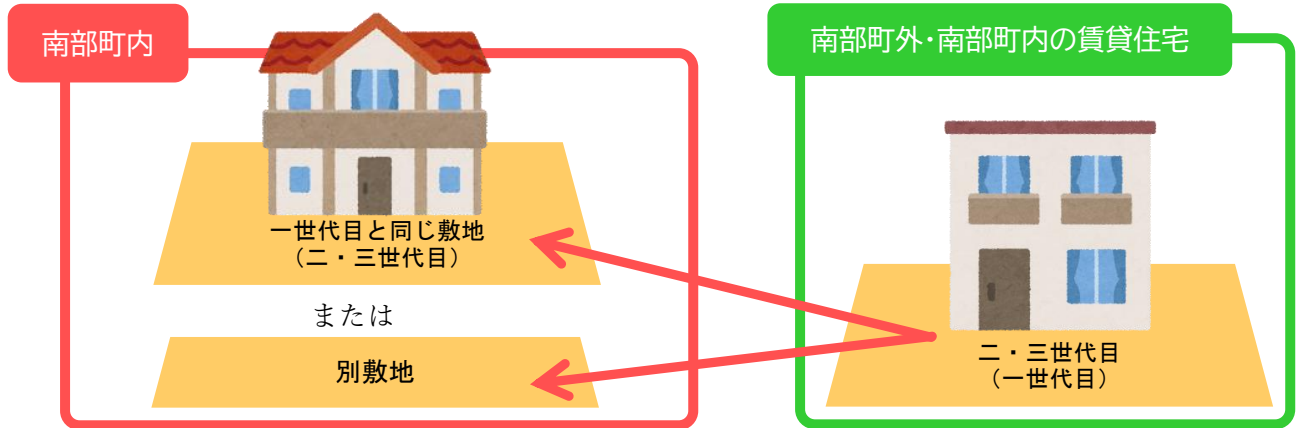
南部町三世代同居世帯等支援事業Q&A

Q1 「三世代同居」の、対象と対象外の事例を教えてください。

A1 以下に補助対象となる事例と対象にならない事例を例示します。

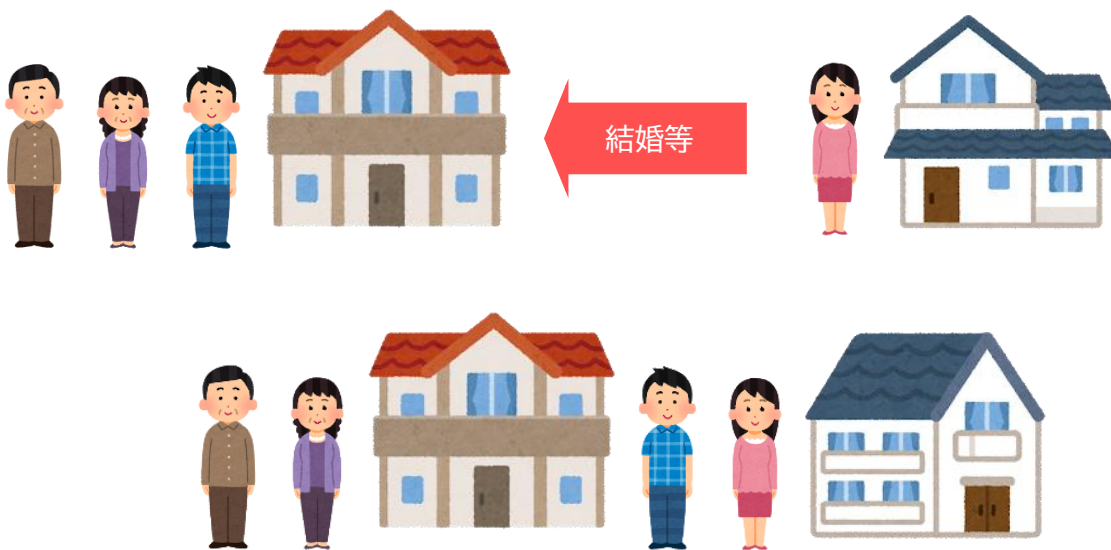
対象となる事例(1)

- ① 一世代目が居住する南部町内に、二・三世代目が町外や町内賃貸住宅から転入や転居する場合
- ② 二・三世代目が居住する南部町内に一世代目が町外や町内賃貸住宅から転入や転居する場合



対象となる事例(2)

- ① 同居している子ども世代が、結婚を機に引き続き同居する場合の増改築など
- ② 同居している子ども世代が、結婚を機に町内に新しく住居を建設する場合



対象にならない事例

- ① 既に南部町内で三世代等が構成されている場合の増改築等（転居する場合も含む）
※ 賃貸住宅に居住している場合は除きます

